

集中復興期間の総括及び
平成 28 年度以降の復旧・復興事業のあり方

平成 27 年 5 月 12 日
復 興 庁

目次

はじめに

I. 集中復興期間における取組の総括

1. 各分野における現状及び今後の取組

- (1) 被災者支援（健康・生活支援）
- (2) 公共インフラの復旧
- (3) 住宅再建・復興まちづくり
- (4) 産業・なりわいの再生
- (5) 福島復興・再生
- (6) 新しい東北の創造
- (7) その他の支援
 - (ア) 復興特区制度
 - (イ) 自治体支援

2. 集中復興期間中の復興予算について

- (1) 復興財源フレームの策定と改定
- (2) その他これまでに類例のない財政支援
- (3) 復興予算の執行の状況
- (4) 復興予算の使途の厳格化
- (5) 被災地向け予算について
- (6) 住民意向・人口動態等を踏まえた事業の推進

II. 平成28年度以降の復興事業について

1. 基本的な考え方

2. 平成28年度以降に実施する復興事業

- (1) 復興特会で実施する事業

(2) 一般会計等に対応する事業

(3) 平成 27 年度限りで終了する事業

3. 復興事業に対する自治体負担のあり方についての基本的考え方

Ⅲ. 今後の進め方

別添 1 集中復興期間における復興事業の主な実績

別添 2 - 1 平成 23 年度～平成 25 年度（累計）復興関連予算の執行状況

別添 2 - 2 不用額及び繰越額の内訳

別添 3 復興交付金の成果と残された課題

別添 4 28 年度以降の復興事業の考え方

参考資料 復興特区制度の活用状況等（復興推進計画、復興整備計画）

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、被災地域が広範で、極めて多数の犠牲者を出すとともに、地震・津波・原発事故による複合的な災害であり、国民生活にも大きな影響を及ぼした。

政府は、発災直後から、被災者への生活支援や被災地の復旧・復興対策に当たるとともに、平成 23 年 7 月には「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定し、「復興期間」を 10 年とした上で、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、当初の 5 年間を「集中復興期間」と位置付ける復興の枠組みを決定した。

この集中復興期間においては、被災地が安心して事業を実施できるよう、そのための財源（平成 23 年 7 月に 19 兆円程度。平成 25 年 1 月に 25 兆円程度に拡大し、平成 27 年度予算段階で 26.3 兆円程度）をあらかじめ確保するとともに、実質的な自治体負担をゼロとする異例の措置がとられた。さらに、各種規制の特例等もあわせて講じられた。

このような取組により、特に、地震・津波被災地域では、住まいの再建が本格化している。また、原子力災害被災地域でも復旧が進み、帰還に向けた動きが見えてくるなど、いずれも新たなステージへと移りつつある。

平成 27 年度は集中復興期間の最終年度に当たることから、これまでの取組の総括を行うとともに、新たなステージにおいて、被災地の「自立」につなげる観点から、復興期間後期 5 年間の復旧・復興事業のあり方を示すこととする。

I 集中復興期間における取組の総括

1. 各分野における現状及び今後の取組（別添 1）

（1）被災者支援（健康・生活支援）

①現状等

甚大な被害に伴い、発災直後の避難者は約 47 万人にのぼったことから、発災後半年間で、プレハブ型仮設住宅を約 4 万 9 千戸建設するとともに民間賃貸住宅を約 5 万 3 千戸借り上げ、みなし仮設住宅として被災者に提供した。この結果、平成 27 年 3 月現在で、自宅に帰れない方は約 22 万人（うち福島県から県内外へ避難している方が約 12 万人）まで減少し、このうちプレハブ型仮設住宅にお住まいの方は平成 24 年 3 月時点の約 11 万 7 千人から平成 27 年 3 月時点で約 8 万人まで減少（△31%）した。

また、仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、介護サポート拠点を 116 か所整備するとともに、平成 26 年度においては 615 名の生活支援相談員及び 452 名の復興支援員による見守り等を行い、入居者の孤立防止に努めている。また仮設住宅入居者の健康状態の悪化を防ぐため、保健師による巡回保健指導等を行っている。

②今後の取組

引き続き、復興のステージに応じて、「心」、「体」、「絆」に係る多様な課題にしっかり対応していく必要がある。50 の対策からなる被災者支援（健康・生活支援）総合対策を着実に推進する。

まずは、今後とも住宅再建を急ぎ、被災者の本格住宅への移転を促進するとともに、見守りや生きがいづくりといった仮設住宅での心と体の健康についての支援を行うなど、長期化する避難生活への心身の支援を継続する。また、災害公営住宅でのコミュニティ形成への支援を行いつつ、仮設住宅の集約撤去についての情報提供に努める。

(2) 公共インフラの復旧

①現状等

災害廃棄物（がれき・津波堆積物）の処理は、都道府県域を超えた広域処理や仮設プラントの建設等により、岩手県及び宮城県においては平成26年3月までに完了した。また福島県（避難区域を除く）においても、平成27年3月までにほぼ処理が完了している。

また、道路、鉄道、上下水道、電気、通信等は原発事故による避難指示の出た区域や新しいまちづくりと併せて土地のかさ上げが必要となる区域等を除きすべて復旧した。学校施設や病院施設も9割で復旧している。

②今後の取組

今後は、残事業を着実に実施するとともに、現地での課題に対し、引き続き、きめ細かな実務支援を実施する。

(3) 住宅再建・復興まちづくり

①現状等

被災市町村の復興計画の策定支援や加速化措置（用地取得の手続き迅速化、労務単価の引き上げ等）によって、工事の促進を図っている。既に、高台移転による宅地造成は9割着手、災害公営住宅は9割で用地確保済となっている。住まいの復興工程表によると、集中復興期間において高台移転による宅地造成は約1万戸（48%）、災害公営住宅は約2万戸（65%）完成する見込みである。

②今後の取組

今後は、残事業を着実に実施するとともに、現地での課題に対し、引き続き、復興庁職員が現地に入るなど、きめ細かな実務支援を実施する。

(4) 産業・なりわいの再生

①現状等

被災企業がいち早く事業再開できるよう、無料で仮設店舗・工場を貸し出すとともに、施設・設備の復旧補助金を約1万事業者に交付した。また、緊急融資や信用保証、二重ローン対策などで、企業活動の再開と継続を支援した。

また、サプライチェーンや産業集積の再生、雇用の確保のため、税制、利子補給、被災地域への企業立地補助などを進め、また、観光業等における風評被害対策や、まちなかの商業施設の整備を支援した。

3県の鉱工業生産指数は震災前の水準までほぼ回復しており、津波被災農地では約7割で営農再開可能、水産加工業は約8割で業務再開している。また、岩手県、宮城県及び福島県における有効求人倍率は、震災直後の0.45倍から1倍超へと改善している。

一方、沿岸部の水産加工、食品製造業、ものづくり産業等は、施設・整備が復旧したにもかかわらず、売上の回復等が遅れており、新製品の開発等の販路開拓等への支援に取り組む必要がある。

②今後の取組

施設・設備が復旧したにもかかわらず、売り上げが戻らない業種がある。このため、販路開拓や人材・ノウハウの提供、商品開発等を官民連携で支援するとともに、引き続き二重ローン対策等に取り組む。産業復興創造戦略に基づき、復興庁のみならず政府全体の施策を活用し、一丸となって産業復興を推進する。

(5) 原子力災害からの復興・再生

①現状等

福島県から県内外への避難者は約12万人に上っており、戻る方、待つ方、新しい生活を始める方など避難者の状況はさまざまである。

このため、戻る方に対しては、除染、インフラ復旧、生活関連サービスの再開の支援等を行うとともに、町内復興拠点等の整備を推進している。また、待つ方に対しては、長期避難者向けの復興公営住宅を整備するとともに、コミュニティ交流員による住民交流の支援等を行っている。さらに、新しい生活を選ぶ方については賠償の支払いや、就労・住宅のあっせんの支援等を行っているところである。

また、平成 26 年 4 月に田村市、平成 26 年 10 月には川内村の避難指示区域が解除され、平成 27 年 4 月からは檜葉町で避難指示解除に向けた準備宿泊が実施されるなど、住民の帰還促進に向けた取組みが進展しつつある。

②今後の取組

廃炉・汚染水対策を着実に進めるとともに、除染、中間貯蔵施設の整備及び汚染土壌等の搬入を推進する。また、対策地域内廃棄物や指定廃棄物について、処理を着実に進める。避難指示解除の推進とともに、改正福島復興再生特別措置法や福島再生加速化交付金などの活用により復興再生拠点の整備、生活再開に必要な環境整備など住民の帰還促進等に向けた取組みを加速する。また、営業損害賠償の再検討と併せ、事業や生業の再建・自立につながる支援策を大幅に拡充していく。こうした福島再生のための政策パッケージを早ければ本年 5 月にも決定するとともに、避難指示の出た 12 市町村の将来像を、福島イノベーション・コースト構想の検討の成果も踏まえつつ、中長期かつ広域的な観点からこの夏ごろまでにとりまとめる。

(6) 新しい東北の創造

①現状等

震災復興に当たっては、単なる原状復旧にとどめるのではなく、これを契機として、人口減少、高齢化、産業の空洞化といった日本全国の地

域社会が抱える課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性の地」としての「新しい東北」を創造する必要がある。

「新しい東北」の創造にあたっては、「官」のみならず、「民」のノウハウや発想を活かし、官民が連携しそれぞれの強みを持ち寄って取組を進めていくことが重要である。このため、官民連携を推進する情報基盤の整備や先進的な取組の加速化、課題解決に取り組む人材の確保等の取組を進めている。

②今後の取組

今後の復興においては、産業、なりわいの再生やコミュニティの形成等が大きな課題であることから、「先導モデル事業」で蓄積したノウハウ等を活かし、横展開していくことが重要であり、官のみならず NPO、企業など多様な主体が今まで以上に連携し、地方創生の施策も十分に活用しつつ、持続可能な地域社会を作り上げていく必要がある。

(7) その他の支援

(ア) 復興特区制度

① 現状等

[復興推進計画]

産業の再生等を推進するため、復興特区法に基づく復興推進計画制度により、規制・手続きの特例、税制上の特例、利子補給等の支援を行っている。課税の特例については、これまで 2,747 の事業者等が指定を受け、指定事業者による投資実績は約 8,000 億円、雇用実績も約 7 万人となっている。規制の特例についても、例えば、工場立地の緑地規制の要件緩和や応急仮設建築物の存続期間の要件緩和により、円滑な被災地の事業活動を支援している。

[復興整備計画]

土地利用の再編を図りながら被災地域の実態に即した復興まちづくりの円滑かつ迅速な推進を図るため、復興特区法に基づく復興整備計画制度により、土地利用に係る許認可やゾーニングに係る手続のワンストップ処理及びこれら許認可の基準緩和等の特例を講じている。これまで岩手県 168 地区、宮城県 369 地区、福島県 182 地区で計画に基づき事業が施行されており、市町村から、手続きの時間短縮や事務負担の軽減に役立っていると評価されている。

②今後の取組

今後も、まちづくりや産業・生業の再生の動きが続くことから、引き続き、復興特区制度の活用が見込まれる。被災地の課題解決に向け、計画策定の支援等に努める。

(イ) 自治体支援

① 現状等

今回の被災地は小規模で財政力に乏しい自治体が多いことから、震災復興特別交付税が創設され、集中復興期間においては、基本的に実質的な地方負担ゼロで、地方自治体が復旧・復興事業を実施することになった。

また、震災直後においてはあらかじめ予見しがたい財政需要に対して迅速に対応する必要があったことから、平成 23 年度補正予算で自由度の高い取崩し型基金として約 2,000 億円が創設され、翌年度には、津波被災地域における住宅再建を促進するため、約 1,000 億円の基金が予算措置された。(これまでに、前者の基金については約 1,000 億円、後者の基金については約 500 億円が活用されている。)

さらに、膨大な復旧・復興事業を円滑に推進するため、全国の自治体から、のべ 8 万 7 千人以上の応援職員が派遣されているところである。

② 今後の取組

財政力に乏しい被災自治体が計画的に復興を進める上で、震災復興特別交付税は大きな役割を果たしたが、復興の進展を踏まえ、後述のⅡ 3. のとおり支援対象を見直した上で、同制度による支援を行う。

また、復興事業がピークを迎えていることから、被災地の状況や被災自治体の要望を踏まえつつ、引き続き全国自治体からの人的支援の充実等に取り組むとともに、被災自治体における任期付職員の採用も更に促進することが必要である。

2. 集中復興期間中の復興関連予算について

(1) 復興財源フレームの策定と改定

今回の震災では、集中復興期間の5年間の事業規模を示した上で、5年分の財源をあらかじめ確保するとともに、震災復興特別交付税を創設し、被災自治体の負担を実質ゼロとするといった、これまでにない財政措置がとられた。

事業規模と財源については、事業規模の拡大に応じて、必要な追加財源の確保も行ってきた。震災発災当初、平成23年7月に決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」において、その段階で見込むことができた限りで推計、整理し、「少なくとも19兆円程度」とされた。

その後、第二次安倍政権発足直後の平成25年度予算編成においては、全体の復興事業費が19兆円を超える見込みとなっていたことから、復興財源に関する不安を払拭するため、23年度から25年度予算における事業費20.8兆円に加え、26年度及び27年度に確実に見込まれる事業費2.7兆円程度を見込むことで、事業規模を23.5兆円程度と見込み、復興財源フレームを25兆円程度に拡大した。なお、この規模の見込みには、求償対象経費は含まれていない。

更に、平成27年度予算までに、必要な復興事業を積み上げた結果、集中復興期間における事業規模は、復興加速化・福島再生予備費0.75兆円

も含めて 26.3 兆円程度となっている。

このような財政措置により、被災地は安心して復興事業に取り組むことができたものと考えており、復興の加速化に資する措置であったと評価できる。

他方で、発災当初、事業規模を少なくとも 19 兆円程度と見込んだ際、救助・復旧費用については、積上げにより見込みを立てた一方、その他の復興費用については、阪神・淡路大震災の際の復旧・復興に要した費用を踏まえつつ、東日本大震災との被害総額の規模の違いを勘案するなどして推計により算出されたものであった。

今次の震災の被害の甚大さからは、当初はそのような方法はやむを得ないものであったと言える。フレームの改定の都度、事業見込みの確度は高いものになってきていると言えるが、いずれにしても、適切な予算管理と復興事業の管理を行っていく上では、必要な事業を、その進捗に応じて年度ごとに積み上げていくことが重要である。

平成 28 年度以降についても、集中復興期間中と同様に、5 年間の事業規模と財源をあらかじめ示すことが必要であるが、その際には、震災発災から 4 年以上が経過しており、年度ごとの事業の進捗を適切に見通していくことが求められる。

(2) その他前例のない幅広く手厚い財政支援

今次の震災では、5 年間の復興財源フレームの策定や震災復興特別交付税の創設により自治体負担を実質ゼロとする財政支援のほかにも、例えば以下のような、これまでの災害ではなかった類例のない財政支援が実施されている。

- ・ 今回の災害では、津波災害を受けた地域において、街並みを復旧することは危険であるため、高台移転など、単なる復旧とまでは言えない事業を行ってきた。

こういった事業も含め、復興地域づくりに必要な事業の幅広い一

括化、自由度の高い効果促進事業、基金による執行の弾力化等によるきわめて柔軟な制度として、復興交付金制度を創設。年度繰越しの手続きも簡素化した。その他のインフラ整備についても、社会資本整備総合交付金に復興枠を創設し、自治体負担を実質ゼロとするなど、手厚い支援を実施。

- ・ 震災直後においてはあらかじめ予見しがたい財政需要に対して迅速に対応するため、平成 23 年度補正予算で自由度の高い取崩型基金として約 2,000 億円を創設し、更に翌年度には、津波被災地域における住宅再建を促進するため、約 1,000 億円の基金を予算措置した。これまでに前者の基金については約 1,000 億円、後者の基金については、約 500 億円が活用されている。
- ・ 産業復興のために、中小企業の施設設備復旧のための「グループ補助金」を創設。また、被災者の健康、コミュニティ支援も実施 など

(3) 復興関連予算の執行の状況

平成 25 年度復興関連予算の未執行額は、繰越額約 2 兆円、不用額約 0.7 兆円であるが、復旧・復興のための予算とその財源については、これまで十分な措置を行ってきたと評価できる一方で、執行状況については、25 年度復興関連予算での執行率が 64.7%にとどまるなど、執行が遅れており、毎年度の予算編成に際して、よりの確に事業の進捗を見極め、精度の高い予算にしていくべきとの厳しい指摘もされている。

繰越や不用は、まちづくりや除染について、地元との調整に時間を要したこと等により生じたものである。政府としては、住宅再建・まちづくりにおける用地取得の迅速化や資材・人材の円滑な確保への対応等を行い、事業実施の円滑化に取り組んでおり、執行の加速化を進めている。

また、会計検査院によって復興関連基金について約 1.9 兆円が残額として基金に保有されているなどの指摘がなされているが、これらについては、今後事業の進捗に応じて現地において執行されていくものであると考え

られる。執行を更に進めるため、事業の進捗を最大限加速するとともに、精査の上、最終的に使われる見込みがないものについては、国庫返納を要請していく。(別添2)

(4) 復興関連予算の使途の厳格化

全国向け事業については、もともと東日本大震災復興基本法等で復興とともに日本経済の再生という観点から被災地以外でも事業を行うことが想定されていたものであるが、国民に広く負担を求めることとした復興財源の一部が、被災地の復興との関連が薄い事業に充てられているとの指摘を招くこととなった。

このような指摘を踏まえ、政府においては、復興関連予算の使途については、随時見直しを行い、以下の措置を行ってきた。

① 平成24年11月に、平成24年度までに措置された全国向けの予算について、既に契約された事業等を除き、執行を見合わせることにした。また、25年1月の復興推進会議における「流用等の批判を招くことがないように、使途の厳格化を図る。」との総理指示を踏まえ、平成24年度補正予算以降の復興関連予算において、使途の厳格化を行った。

その際、全国向け予算については、

- ・ 津波対策の公共事業（集中復興期間内に終了するもの）
- ・ 学校の耐震化（特に緊要性の高いもの）
- ・ 既に契約された事業の各年度における歳出化経費

に限定した上で、例外的に、引き続き復興特会で計上することと整理された。

② 更に平成25年7月には、平成24年11月の使途の厳格化の際には、既に「執行済」と整理され対象とならなかった、全国向け事業に係る基金（16基金23事業）についても、使途の厳格化を徹底し、被災地または被災者に対する事業に使途を限定（412億円）するとともに、基金の返還要請（1,017億円）を行った結果、平成25年度末までに1,295億

円が返還されるなど、順次返還を実施している。

全国防災事業等、復興特会に例外的に計上している全国向け予算については、復興財源の用途をより厳格なものとする観点から、平成 28 年度以降は予算計上しないこととする必要がある。

(5) 被災地向け予算について

集中復興期間においては、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指すため、被災地において様々な事業を実施し、また被災自治体の負担を実質ゼロとするなど、極めて手厚い措置を講じてきた結果、被災地の復興は着実に進んできた。

一方、平成 28 年度以降においても、国民の理解の下で復興事業を実施していく必要がある。特に次に掲げる目的・性格の事業については、集中復興期間の最終年度に際し、復興のステージの進展を踏まえた、事業の必要性・緊急性や国としての支援のあり方の精査が改めて必要である。

① 全国共通の課題（地域振興や将来の災害への備え等）への対応

地域振興や将来の災害への備えといった事業についても、今次の震災による被害の甚大さ等を踏まえ、国による手厚い支援がなされてきた。他方、全国共通の課題に対応する事業との性格も踏まえれば、被災地以外の地域に対する施策や復興施策以外の施策とのバランスも考慮し、一般施策として実施していくべき事業もある。観光振興をはじめ、地方創生施策を活用できるものもある。

森林整備事業のうち、放射性物質への対応と関連せずに実施しているものなど、事業内容が被災地以外と同様であり、被災地の復興との関連性・緊急性について改めて精査すべき事業もある。

また、被災地の復興に資する事業であっても、被災地以外で実施する事業とのバランスを踏まえ、自治体負担のあり方について、検討すべき

である。更に、地域が自主的かつ主体的に実施する地域の課題に対応する事業についても、自治体負担のあり方について、検討すべきである。

② 調査研究・技術開発

基礎的な調査研究目的の事業や先端技術の研究開発に関する事業は、新たな産業の創成につながる海藻の完全陸上養殖技術、魚卵等の均一迅速解凍技術の開発や、農地等の放射性物質の除去・遡減技術の除染対策への反映など、短期的に成果の出ているものもある一方で、一般にその効果の発現には長期を要し、今後その成果は被災地のみならず全国にも裨益していくものもある。そのため、成果が直ちに発現し、被災地に効果が限定される事業を除き、今後は全国向けに実施する事業として整理していく必要がある。

③ 雇用確保、人材育成

これまで、緊急雇用や雇用創出といった雇用確保のための事業を実施してきたが、例えば、震災発災5年の間に被災地における雇用の情勢については、岩手県、宮城県及び福島県における有効求人倍率は、震災直後の0.45から1倍超へと、全国水準を上回って改善しており、被災地では、事業を再開した事業者から、人手不足との声も聞かれるようになった。一時的・緊急的な事業からミスマッチ等への対策に転換する必要がある。

また、復興や被災者支援に取り組む人材や組織の育成、担い手確保については、今後は育成を受けた人材や組織が、自治体と連携して実際に復興に向けた取り組みを実施すべき段階に来ている。

④ その他

その他の事業についても、復興のステージの進展に伴い役割を終えつつある事業や、一般会計で同種の事業を行っている事業がないか等を改

めて精査し、事業の終了や一般会計等への移行を検討していく必要がある。

(6) 住民意向・人口動態等を踏まえた事業の推進

被災地で実施されている住宅再建・復興まちづくりにかかる復興事業（防潮堤、高台移転など）については、被災自治体において、住民の意向を踏まえ、合意形成を図りつつ、事業の推進にあたっている。

被災自治体においては、総じて、それぞれの地域の地形、居住形態、まちの発展の歴史、人口動態なども踏まえ、地域の持続可能性を見据えた復興地域づくりに資する事業となるように、既存の計画の見直しを必要に応じ行いつつ取り組んでおり、被災地の市町村では、当初計画策定後、住民意向の変化等を踏まえ段階的に計画を縮小している。今後ともこうした取組が必要な状況は続くものと思われ、政府においても、適切な事業の推進に向けて、被災自治体に対して、引き続き適切に助言していく必要がある。

II. 平成 28 年度以降の復興事業について

1. 基本的な考え方

特に地震・津波被災地を中心として、復興は着実に進展しており、復興交付金事業計画がある 85 市町村（避難指示等が出された 12 市町村を除く。）のうち、少なくとも住まいの確保に関する事業が 27 年度までに全て完了予定としている市町村が 64 となっているなど、復興事業の完了に向けた見通しが立ちつつある。復興期間 10 年以内での一刻も早い復興事業の完了を目指し、現在の取組を着実に進め、必要な支援を確実に実施することを基本とする。また、原子力災害被災地域においては、復旧から本格復興・再生の段階に向けて、国が責任を持って引き続き取り組むものとする。

また、災害公営住宅でのコミュニティづくりや長期避難者の心身のケア

といった被災者へのきめ細やかな支援をはじめとして、復興のステージの進展に応じて生じる課題に対して、的確に対応していくものとする。

一方で、特に地震・津波被災地を中心に事業完了に向けた見通しが立ちつつあることを踏まえ、事業完了後の被災地の社会経済の姿を見据えて、被災地の「自立」につながるものとしていく必要がある。復興の新たなステージにおいて、日本の再生と成長を牽引し、地方創生のモデルとなることを目指す。

また、復興事業は地域住民の将来のまちづくりであるとともに、その財源は国民の幅広い負担に基づくものであることも踏まえ、国民、地域住民に対する説明責任と透明性が確保されるものでなければならない。

復興事業・予算のあり方については、集中復興期間以降においても、復興のステージの進展に応じて、事業メニュー、対象地域や終期の設定など不断の見直しを行い、費用対効果や効率性を精査し、被災地の復興に真に資するものとしていく必要がある。なお、見直しに際しては、震災以後総じて被災自治体の財政状況は大幅に悪化している状況ではないが、依然として財政状況が厳しい団体が多い点を考慮する必要がある。

この基本的な認識の下、

- ① 今後の復興事業については、優先度や他の事業との整合性を精査することとし、その成果を検証しつつ効率化を図り、被災地の復興のために真に必要な事業に重点化する。その際、地域振興策や将来への災害への備えといった全国共通の課題に対応するものについては、地方創生分野をはじめ既存の一般会計等の施策を活用し取り組むこととする。
- ② 復興特会で実施するものと整理する事業でも、以上に述べた全国共通の課題への対応との性質を併せ持つものは、被災自治体に対し地方費の一部について実質的な負担を求めるものとする。
- ③ 事業の推進に際しては、住民意向や人口動態を踏まえたものとなるよう、政府においても適切に助言していく。

更に、発災当初と異なり、復興事業の進捗と事業規模を適正に見通すことができるようになってきていることを踏まえ、毎年度の進捗をあらかじめ見通し、事業規模の管理を適切に行っていく必要がある。このため、毎年度の予算編成においても、復興庁と関係省庁で事業の進捗管理を一層適確に行い、精度の高い予算としていく必要がある。

2. 平成 28 年度以降に実施する復興事業

1. に示した基本的な考え方にに基づき、平成 28 年度以降の復興事業について、以下のとおり整理することとする。

(1) 復興特会で実施する事業

① 被災者支援

- ・ 応急仮設住宅、被災者の心のケア、見守りやコミュニティ形成支援など被災者の生活再建等の支援に必要な事業

② 災害復旧事業等

- ・ 災害廃棄物処理事業や公共土木施設等の災害復旧に必要な事業

③ 原子力災害特有の課題に対応する事業

- ・ 放射性物質により汚染された土壌等の除染、中間貯蔵施設の整備や放射性物質汚染廃棄物処理に必要な事業
- ・ 長期避難者等への支援、早期帰還の支援、区域の荒廃抑制等に必要な事業
- ・ 警戒区域などにおける医療保険制度等の特別措置に必要な事業
- ・ 環境放射線測定や環境モニタリング調査に必要な事業
- ・ 農林水産物等の風評被害対策に必要な事業 等

④ 東日本大震災復興交付金（同交付金の成果、今後の取組については、別添 3 に詳述）

⑤ その他被災地の課題に対応する事業

- ・ 復興に資する公共事業等
- ・ 被災した中小企業等に対して行う低利融資等に必要な事業
- ・ 業績が悪化している被災事業者等の再生支援などに必要な事業
- ・ 調査・研究については、その成果が早期に発現し被災地の復興につながる事業 等

（2）一般会計等に対応する事業

- ・ 一般会計等の国の既存施策で同種の事業を実施しているもの
- ・ 被災地以外でも等しく課題となっている事業 等

（3）平成 27 年度限りで終了する事業

- ・ 事業目的・目標を達成した事業
- ・ 緊急性、必要性がなくなった事業
- ・ 全国防災事業

主な事業については、別添 4 のとおり分類整理することとしている。

3. 復興事業に対する自治体負担のあり方についての基本的考え方

集中復興期間においては、まち全体が壊滅的な打撃を受け、また、比較的財政力が低く、膨大な復興事業を実施していく際に、十分な財源がないと見込まれる被災団体が多かったことを踏まえ、実質的な自治体負担をゼロとする異例の措置を講じてきた。被災地の復興、原子力災害被災地域の

再生を引き続き支援し、一刻も早い復旧・復興を成し遂げるため、復興の基幹的事業や原子力災害に由来する復興事業（福島再生加速化交付金、旧避難指示区域 12 市町村における復興交付金事業など）については、これまでと同様、震災復興特別交付税により被災自治体の実質的な負担をゼロとし、引き続き異例の措置を継続する。

また、復旧・復興事業に係る地方単独事業の実施に要する経費のうち、単独災害復旧費、職員派遣に要する経費等については、引き続き震災復興特別交付税により被災自治体の実質的な負担をゼロとする。

一方、復興は新たなステージに移行しつつあり、平成 28 年度以降の復興支援については、被災地の「自立」につながるものとする必要がある。

こうした観点から、復興事業と整理されるものでも、地域振興策や将来の災害への備えといった全国共通の課題への対応との性質を併せ持つものについては、被災自治体においても一定の負担を行うものとする。

この観点から、対象とする事業は

- ・ 復興交付金（効果促進事業）
- ・ 社会資本整備総合交付金（復興）
- ・ 道路整備事業
- ・ 港湾整備事業

等の事業とする。

被災自治体が負担する程度については、被災団体の財政状況等も踏まえ、全国で取り組まれている一般事業における負担の程度と比べて十分に軽減されたものとし、被災団体の財政負担に十分配慮する。

Ⅲ. 今後の進め方

今後、地方公共団体等からの意見を聴取し、更なる検討を進めた上で、事業規模を見込み、その財源の確保を図り、6 月末を目途に、復興推進会議において、平成 28 年度以降の復興支援の枠組みを決定することとする。